

ID: 1456

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第7項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条第7項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日